

防災地域建設委員会資料

1 条例案（1件）

第138号議案 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例等
の一部を改正する条例〔関係分〕 . . . 1

2 予算案（1件）

令和5年度島根県企業局11月補正予算案
第131号議案 令和5年度島根県電気事業会計補正予算（第3号） . . . 3

令和5年12月14日・15日

企業局

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例等の
一部を改正する条例（関係分）

1 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当等について所要の改正を行う必要がある。

2 企業局所管条例の改正内容

表題の条例は、一括上程。

企業局所管条例の改正内容は次のとおり。

(1) 改正条例

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例

(2) 改正内容

会計年度任用職員に勤勉手当を支給すること。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

(第2条関係)

改正後	改正前
<p>島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p style="text-align: center;">〔昭和41年12月23日〕 〔島根県条例第59号〕</p> <p>第1条～第22条の2 〔略〕</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第23条 企業局職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるものの給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、給与の額及びその支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮して管理者が定めるものとする。</p> <p>附 則 〔略〕</p>	<p>第1条 〔略〕</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業局の企業職員（以下「企業局職員」という。）で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第3条～第22条の2 〔略〕</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第23条 企業局職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるものの給与は、報酬及び<u>期末手当</u>とし、給与の額及びその支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮して管理者が定めるものとする。</p> <p>附 則 〔略〕</p>

令和5年度島根県企業局11月補正予算案

企業会計予算

電気事業会計【第131号議案】

1. 補正項目

再生可能エネルギー調査事業

太陽光発電設備の導入可能性調査を行うもの。

2. 債務負担行為（新規）

単位：千円

事 項	期 間	限度額
再生可能エネルギー調査事業	令和5年度から 令和6年度まで	42,482